

地震災害後の住宅修理トラブルに注意

自然災害に関する消費者トラブルで最も多いのは、屋根や外壁など住宅まわりの修理工事です。

事例

- ▶一日3回～4回訪問され、工事契約を迫られた
- ▶「地震でお宅の屋根瓦がずれている」と写真をみせられ、契約を迫られたが、写真は自宅の屋根ではなかった

▶屋根の無料点検後、このままでは雨漏りすると言われる、高額な契約をさせられた

注意点 住宅修理を依頼する場合は、複数の業者から見積もりを取り、工事内容が必要かどうか慎重に検討しましょう。

問合せ 消費生活相談ルーム（産業振興課内）へ

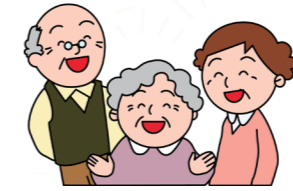
◆**摂津市障がい者就職フェア**
▽雇用・就労・職業訓練・生活など各種相談▽求人企業との個別面接会
9月7日(金)午後1時～4時に、コミュニティプラザで/問合せは産業振興課またはハローワーク茨木 ☎ 072(623)2551
へ※面接受付は午後0時半～2時半まで※企業との面接希望者は、履歴書持参(事前にハローワーク茨木へ登録要)。

●イベント

◆**夏休み! Kids & 親子まちなみ** 市内の店の人が講師となり、お店の魅力紹介やワークショップなどを開催
8月21日(火)まで、市内各店舗で※詳しくは市商工会ホームページへ/問合せは市商工会 ☎ 06(6318)2800へ

生活支援コーディネーターを今年度から配置

市では今年4月、市役所と社会福祉協議会に「生活支援コーディネーター」を配置しました。



同コーディネーターは次とおり、介護予防と生活支援ができる地域づくりに取り組んでいます。

●コーディネーターの活動

- ～「あったらいいな」を探す・考える・つくり出す～
- ▽高齢者の生活を支援する団体やサービスなどの情報を集めて紹介する。
- ▽高齢者の困りごとや希望を把握し、新しいサービスの創出とその担い手の発掘・育成を行う。
- ▽地域住民、ボランティア、NPO、事業者などと一緒に互助活動や支え合いの仕組みを協議する。

●高齢者に役立つ情報の提供を

介護予防や生活支援など高齢者に役立つ情報をまとめた冊子の作成を進めています。コーディネーターが市内の高齢者が集まるさまざまな場を訪問し、集いの場や、買物・交通・見守りサービスなどの情報を集めています。また、地域で高齢者のための活動をしたいなどの相談にも応じていますので、気軽に声をかけてください。

問合せ 高齢介護課または社会福祉協議会 ☎ 06 (6155) 6140 へ

◆**ふれあい入浴**
①8月19日(日)午後2時～5時半(女性は午後2時～3時半、男性は午後4時～5時半)に、特養ひかりで
②19日(日)午後4時～10時に、松竹温泉とヘルシーバス千里丘で/対象は①65歳以上②小学生以下と65歳以上/※氏名・連絡先を書いたメモをご持参ください※

●高齢福祉

入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオルなど)は各自でご持参ください/問合せは高齢介護課へ
◆**「たより体操タイム」** 保育所・幼稚園で、高齢者(65歳以上)が乳幼児と一緒に「たより体操」を行います。8月は全ての会場でお休みです。

では、毎月第2木曜日午後2時～3時半(8月はなし)に、同センターで、子育て中の親子と一緒に遊んでくれる「育じい・育ばあ」を募集しています。
対象 子どもが大好きで、ママやパパの子育てを応援してくれるシニア世代の人
申込み 同センター ☎ 072(631)9676 へ

せつはつらつ脳トレ体操 普及サポーター養成講座

「せつはつらつ脳トレ体操」を習得し、自分の健康に役立てるとともに、普及するサポーターになりませんか。初めての人も大歓迎です。



日時 9月4日～10月16日の毎週火曜日午後2時～3時半(計7回)
場所 コミュニティプラザ
対象 市民で普及サポーターになりたい人
定員 25人
申込み・問合せ 保健センター ☎ 06 (6381) 1710 へ(先着)

ヘルプマークは 援助が必要な人のためのマークです

外見からは分からなくても援助が必要な人がいます。このマークを見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

マークの配布場所 市役所1階・障害福祉課
対象 援助や配慮を必要としている人 (例) 妊娠初期の人、内部障害や難病の人 など
問合せ 同課へ

被災した事業主へ

大阪府北部を震源とする地震の災害により、休業などを余儀なくされた事業者は下記の助成や措置が受けられる場合があります。

①労働保険料等の納付猶予

災害で事業財産に損失を受けたため、労働保険料などを期限内に納付することが困難な場合には、申請により一定期間、その納付猶予を受けることができます。

問合せ 大阪労働局労働保険徴収課 ☎ 06 (4790) 6330 へ

②労働者が一時離職する場合に失業手当を交付

事業所が地震により直接被害を受け、一時的に離職を余儀なくされた人(雇用予約を含む)が雇用保険の失業手当を受給できる特別措置があります。

問合せ ハローワーク茨木 ☎ 072 (623) 2551 へ

③労働者を休業させる場合に雇用調整助成金

地震による災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者と事前に結んだ労使間協定に基づき、労働者を休業させ、その休業への手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

問合せ 大阪労働局助成金センター ☎ 06 (7669) 8900 へ



暮らしのワンポイント

問合せ 消費生活相談ルーム(産業振興課内)

旅行のネット予約に注意

インターネットで予約した旅行に関するトラブルが増えています。店舗での予約と異なり対面での説明がないため、画面上の契約内容をよく確認しておかないと、思いが

けないトラブルに遭う恐れがあります。

【事例】 ①代金を支払ったが、航空券を受け取る前に事業者と連絡が取れなくなった②半年後の航空券を解約したいが、代金の50%の解約料がかかる③予約内容を訂正したいが、日本語の顧客対応窓口がない

【注意点】 契約前にサイトを運営する事業者について確認しましょう。国内サイトの場合は、運営する事業者が旅行業法の登録があるか、海外サイトの場合は、顧客対応窓口が日本語対応をしているかを確認しましょう。また、解約料などの解約条件や、日程等の内容変更ができるかどうか、変更にかかる手数料も必ず確認しましょう。